

令和6年度
危機管理マニュアル
【第2版】



沖縄県立前原高等学校

学校における安全管理計画は、生徒・職員の生命、学校に対する信頼、日常の教育を守るために行われる活動です。学校教育のなかの危機を予知・回避するとともに、発生時には、被害を最小限にとどめるための取組みが必要となります。

マニュアルは、緊急時の対応だけでなく、防止に向けた取組みも示してあります。

第1部 安全管理体制の確立について

1 安全管理の目的・手順

- (1) 安全管理の目的
- (2) 安全管理の手順
- (3) 緊急対応マニュアルの作成上の留意点

2 危機発生時の緊急対応

- (1) 緊急対応の要点

3 対応チャート

- (1) 事件・事故発生時
- (2) 地震・津波発生時

第2部 事項別安全管理の要点

1 「学校生活」

- (1) 実験・実習等授業中の事故
- (2) 部活動中の事故
- (3) 登下校中の交通事故
- (4) 金品の紛失・盗難

2 「学校管理」

- (1) 台風
- (2) 地震災害
- (3) 津波災害
- (4) 火災
- (5) 不審者への対応
- (6) 弾道ミサイル発射への対応
- (7) 薬品の紛失・盗難
- (8) 成績書類等の紛失・盗難

3 「資料集」

- (1) 学校安全計画
- (2) 学校保健計画
- (3) 防災計画

第1部 安全管理体制の確立について

1 安全管理の目的・手順

(1) 安全管理の目的

① 生徒と職員の生命を守る。

- ② 生徒と職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守る。
- ③ 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守る。

(2) 安全管理の手順

- ① 災害の情報収集 ② 災害発生時のに向けた避難訓練の取組
- ③ 災害機発生時の対応 ④ 対応の評価

(3) 緊急対応マニュアルの作成上の留意点

① 最悪のケースを想定する

緊急性があり、保護者への対応や関係機関との連携等、組織的対応が必要であることを想定すること。

② 緊急時の対応や手順、役割分担等の明記する

対応の仕方や手順の明記は必要である。しかし、状況によっては職員の臨機応変な対応が求められる場合がある。マニュアルが絶対的なものではないことを理解する。

③ 緊急連絡先一覧表の作成

生命に関わること、事故等の緊急の事態に備え、緊急連絡先一覧表を作成し共有する。

④ 学校安全計画書の作成

2 危機発生時の緊急対応

(1) 緊急対応の要点

① 冷静な判断と対応

マニュアルに示された手順を確認し、常に最優先となる動きを意識する。

② 校長・教頭のリーダーシップの発揮

緊急事態の発生時、校長・教頭は状況を判断し、緊急対応を行うことを全職員に明確に伝える。また、的確な対応を行うための対策本部を設置し、情報の集約、対応方針の決定を行う。

③ 正確な情報収集と共有

事件・事故発生時に周囲にいた生徒や職員〔地震・津波災害の際には外部機関（マスコミ・気象庁など）から正確な情報を聞き取り、対策本部にて整理し、全職員で情報の共有化を図る。

④ 組織的な対応と連携

対策本部での決定事項を全職員に伝達し、学校全体で組織的に対応できる体制をつくる。また、必要であれば保護者や地域との連携を行い、生徒や学校の教育活動を守る体制づくりを組織的に行う。教育庁や警察等と連絡を取り、今後の対応への助言や指示を受ける。

⑤ 報道機関への対応

教育庁の助言を受けながら対応する。取材の要請があった場合、校長や教頭が窓口になり一本化する。

ア 情報の公開

個人情報や人権等を最大限に配慮する。事件・事故等について事実を公開していく姿勢で臨む。プライバシーの保護等の理由から伝えられない場合は、その旨を説明し理解を求める。

イ 誠意ある対応

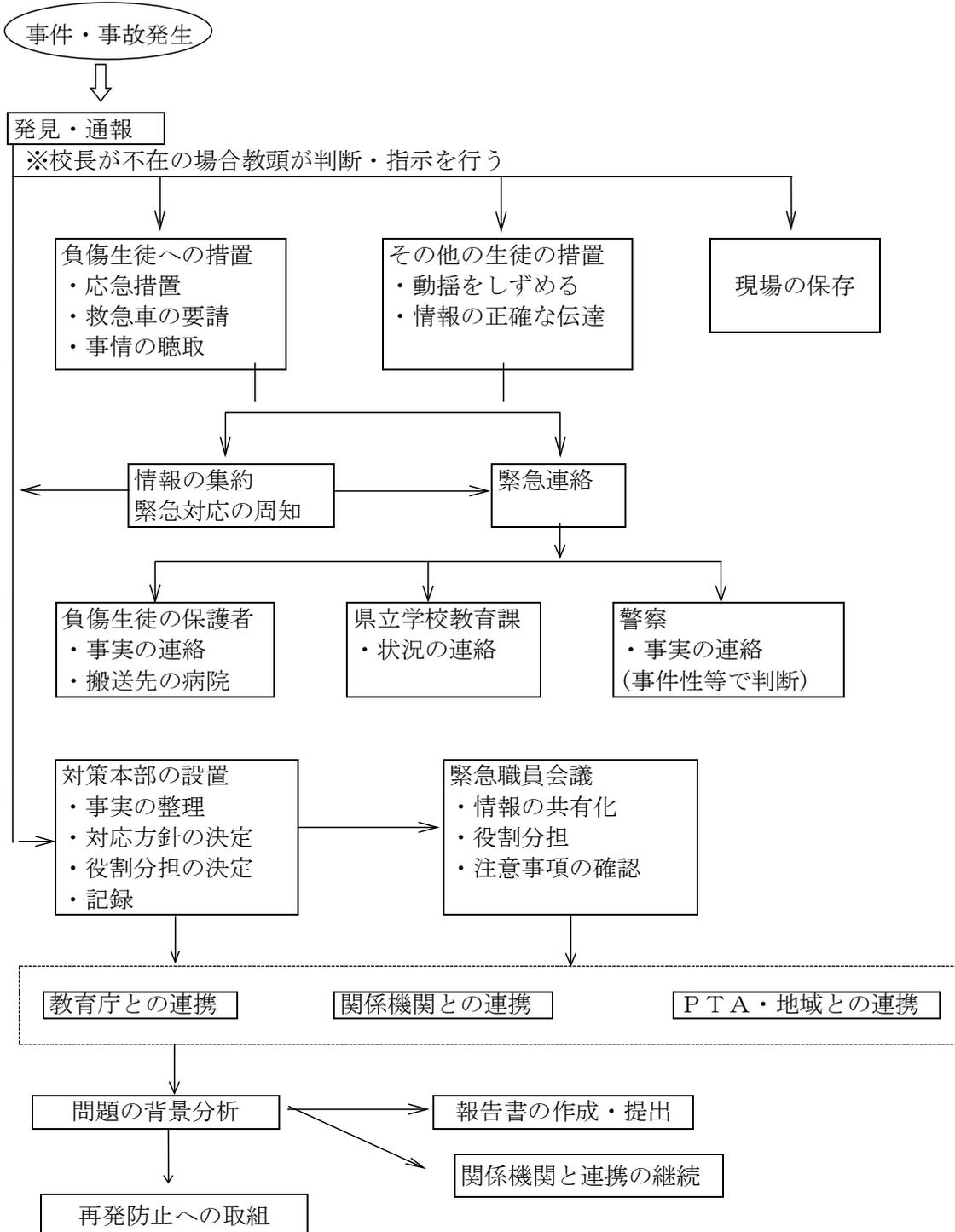
学校の対応状況や今後の方針について、広く保護者や地域に説明する。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるようにつとめる。

ウ 公平な対応

どの報道機関に対しても公平に情報を提供する。

3 対応チャート

(1) 事件・事故発生時



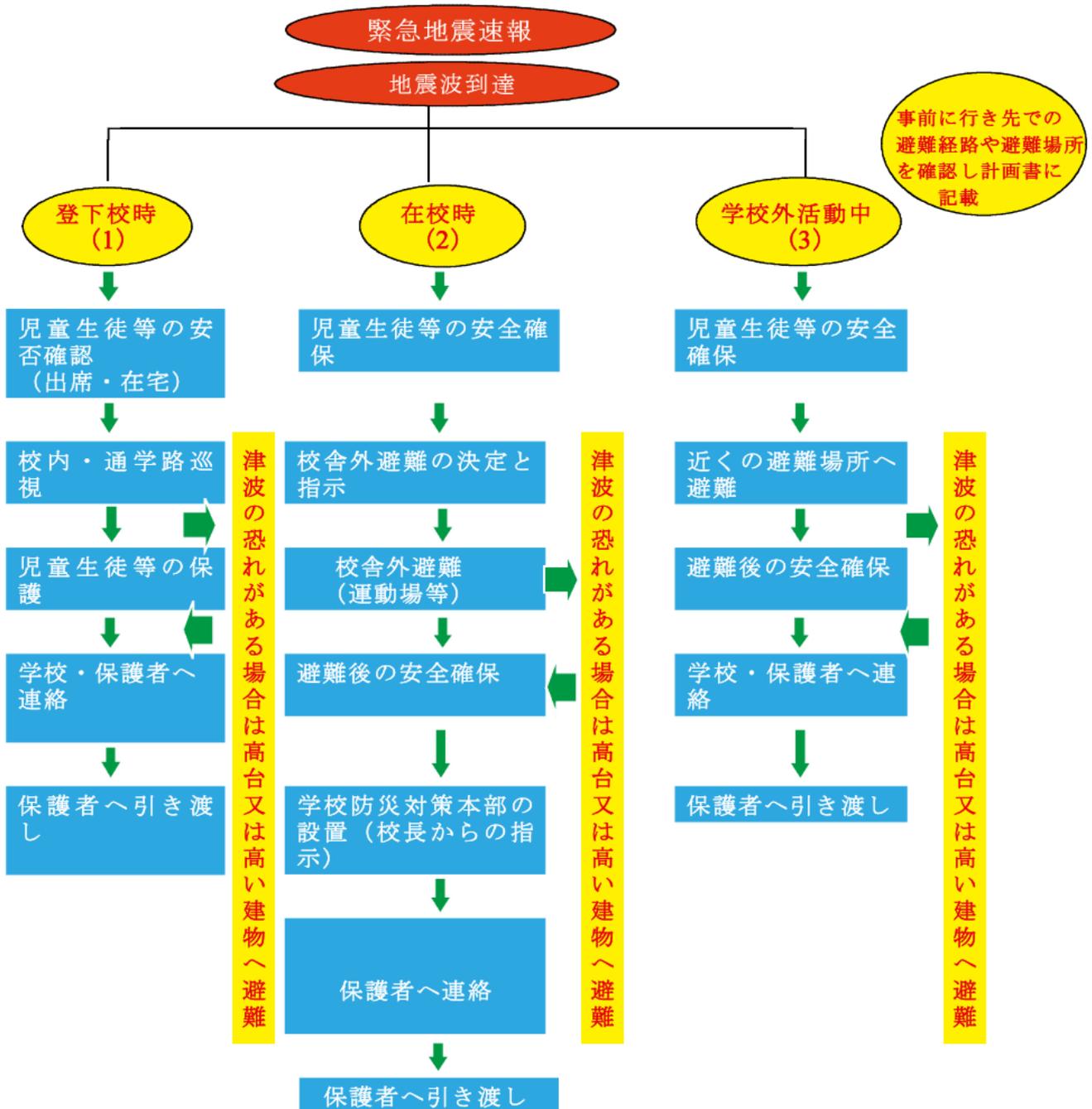
(2)地震・津波発生時

地震発生直後、自分の身を守る「安全行動①-②-③」

- ① ドロップ「まず低く！」
- ② カバー「頭を守り！」
- ③ ホールドオン「動かない！」



対策のフローチャート



- (1) 地震発生後、概ね3分以内に津波警報・注意報が発表される。また、情報は更新されていくので常に新しい情報を収集する。海岸付近の学校は、強い揺れや周期の長いゆっくりとした揺れを感じた場合には、津波警報・注意報の発表を待たずに高い場所へ避難する。
- (2) 津波警報が発表されれば、早急に高台等へ急いで避難する。
- (3) 校外活動（修学旅行等も含む）を行う際は、事前に行き先での避難経路と避難場所を確認すると共に緊急時の連絡体制を構築する。

■津波発生時の避難経路

津波災害の場合、本校は海拔 15 メートルに位置しており、もし、地震発生で津波警報(10m想定)・注意報が出された場合には、本校生徒を学校外に避難させるのではなく本校の校舎の 3 階(4メートル×3階=12メートル)教室に全生徒を避難させる。(校舎3階部分は、海拔と併せて約 27 メートルの位置にある)以下の手順で生徒を避難させる。

○揺れが収まった後、津波警報・注意報の発令に備え、以下の通り高台非難をおこなう。

校舎	避難経路
管理棟	● <u>3年生→階段を上る→3階まで避難</u>
普通棟	● <u>1・2年生→階段を上る→3・4階まで避難</u>

○荷物は持たない。

○誘導者は常に列の先頭に立ち、列の後部が遅れないよう注意しながら生徒を確実に誘導する。

○各クラス人員の確認、報告をおこなう。

■住民避難場所の設置と支援

(1) 住民対応・避難場所の設置

地震・津波時において教職員は、生徒の安全を確保するとともに、校長を中心として学校教育活動の再開を図ることが第1の目標となる。

しかし、本校は、地域防災拠点として指定されているため、近隣住民が津波の被害を避けるため本校に避難してくることが十分考えられる。避難場所の開設・運営は、基本的には行政が行うが、学校としても、近隣の住民対応・避難場所支援を行い、住民が円滑に避難できるように対応する。

(2) 避難住民の誘導

住民避難場所は、普通棟4階及び屋上を住民の避難場所に指定し避難するよう誘導する。

また、住民対応が避難場所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、設備など用具の貸与など緊急対応としての必要な措置を講じる。

(3) 負傷者の応急手当

保健室の鍵を開錠し、養護教諭等の指示で避難住民の応急手当ができる状態に整える。その際、教育再開時に必要な物品(児童生徒のための備品や書類など)があれば、別途保管する。保健室において傷の清拭、消毒、ガーゼ・包帯等での応急処置を行う。

(4) 生徒が帰宅する場合の家庭への引き渡し

在校中に地震が発生し、その後、生徒を帰宅させる必要がある場合は、次の手順でおこなう。

① スクリレで生徒を帰宅させることを通知する。

② 担任または、副担任(状況によっては部顧問)は、各生徒に迎えの連絡をするよう指示する。

③ どうしても迎えることが難しく、徒歩や公共交通機関を利用して帰宅する場合は、保護者に確認をとる。

④ 連絡が取れない場合や学校で引き続き待機する生徒については、引き取り者が来るまで学校で保護し、家庭に引き渡すまで、安全な場所に集め、落ち着かせる。

第2部 事項別安全管理の要点

1 学校生活

(1) 実験・実習等授業中の発生

①災害に伴う事故の予防

- a 施設・設備の日常からの点検（機器の点検と補修、適正な薬品管理と保管）を行う。
- b 無理のない指導計画を立て、安全に関わる指導内容を指導計画に位置づける。
- c 実験・実習前の注意事項の周知を徹底する。

②発生した場合

- a 全ての実験・実習を安全に気をつけながら中止を指示する。
- b 生徒の負傷の有無、教室や器具の被害の程度を確認する。
- c ガス漏れや火災等の二次災害が起こりそうな場合には、避難を指示する。
- d 養護教諭や近くの職員に応援を依頼する。
- e 校長・教頭に連絡する。
- f 負傷した生徒の応急処置をするとともに、負傷の程度により救急車を要請する。
- g 保護者に連絡を取り、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応等について説明する。

(2) 部活動中の事故

①事故の予防

- a 施設・設備の日常からの点検（機器の点検と補修）
- b 無理のない指導計画を立て、部活動前に注意事項を徹底する。
- c 絶えず部員の健康状態を把握しておく。
- d やむを得ず指導者が活動の場に参加できない場合には、部員だけでも安全に活動できる練習内容を明確に指示する。
- e 活動場所の整備や安全確保のための約束事を決め、安全に対する意識を高める。

②発生した場合

- a 連絡を受けた職員は負傷の程度を確認し、可能な応急処置を施す。
- b 他の職員が救急車の出動を要請し、到着するまでは他の部員から事故の状況を聞き取る。
- c 校長・教頭に連絡する。
- d 保護者に連絡を取り、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応等について説明する。

(3) 登下校中の交通事故

①事故の予防

- a 日頃から交通安全教育の充実に努める。
- b 学校付近の通学路の点検を行い、危険箇所があれば道路管理者へ改善を要望する。
- c 危険箇所を把握し、生徒への周知を行う。

②発生した場合

- a 事故発生時の連絡を受けた職員は、消防や警察への通報の確認を行い、未通報の場合は通報する。
- b 校長・教頭に連絡する。

- c 現場へ到着した職員は、救急車がまだ到着していない場合には、応急処置を行う。
- d 現場の職員は、被害生徒の氏名、負傷の状況、救急車で搬送先を確認する。
- e 現場に残った職員は、警察の現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。
- f 学校で待機している職員は、現場からの報告に基づいて保護者へ連絡を取り、事故の発生、負傷の状況、搬送先を伝える。

(4) 金品の紛失・盗難

① 紛失・盗難の予防

- a 日頃から学級、全体指導を通して、道徳性を高める工夫や、金銭感覚を醸成する工夫を行う。
- b 学級・全体指導を通して、貴重品や必要以上の金額を学校に持ち込まないよう注意を喚起する。

② 発生した場合

- a 被害生徒からの事実の確認。(盗まれた物、気づいたときの状況等)
- b 警察に届け出ることを原則とする。被害状況から判断して届け出る場合には現場の保存に努める。
(被害届の提出については、生徒と保護者の意向を尊重する)
- c 被害の程度により、学級や全体指導を行う。(事実を説明し、生徒間に不信感が生じないように配慮する)
- d 盗難実行者と考えられる生徒への事情聴取は、人権やプライバシーに配慮しながら慎重に行う。
- e 盗難実行生徒が特定した場合は、行為の重大さを認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。
- f 被害生徒の保護者に事実と指導の状況を説明し、学校の指導への協力を求める。加害生徒の保護者に対して事実を伝え、謝罪等、今後の対応について協議し、盗難行為の背景を共に考える。

2 学校管理

(1) 台風

① 災害の予防

- a 教科の学習等で台風に対する認識を高め、台風時の的確な行動についての指導を行う。
- b 日頃から、学校周辺の通学路の安全点検を行う。
- c 校内施設の安全点検を定期的に行い必要な対策をする。

② 接近中の対策

- a 臨時防災委員会(管理者、教務等)の開催(生徒の事前指導、校内の安全対策について)
- b 休校の措置は校長が決定する。
- c 生徒に対し、暴風雨警報発令時の臨時休校や警報解除後の出校、安全の確保について十分に事前指導を行った上で下校させる。
- d 環境美化部を中心に強風、大雨への対策を行う。

③ 警報解除後

- a 環境美化部を中心に被害状況の調査と授業再開に向けた復旧作業を行う。
- b 授業再開後、強風と雨がおさまったら、状況をみて清掃を行う。

(資料1) 生徒の臨時休校について

1 臨時休校について

沖縄本島中南部地域に暴風警報または特別警報が発令されたときは、臨時休校とします。

※ 暴風警報及び特別警報が発令されているかどうかの情報は、各自でテレビ、ラジオ等の報道や気象庁または沖縄気象台のホームページより入手してください。

2 授業再開について

(1) 7:00 までに警報が解除され(かつ「休校」のテロップが流れていない)、バスが運行している場合は、通常通り授業を行います。ただし、早朝講座の実施につきましては、前日までに生徒へ連絡します。

(2) 12:00 までに警報が解除され、バスが運行している場合は、14:00 より2時間授業を行います。昼食は済ませてきてください。

(3) 警報解除が 12:00 以降の場合は、引き続き休校とします。

※ 台風接近時は、テレビ、ラジオ等で臨時休業等の情報を得るように各自努めてください。

3 遅刻や欠課の取り扱いについて

原則として授業再開時間に間に合わなかった場合は遅刻、再開された授業を受けなかった場合は欠課となります。但し、通学区域、居住地域、通学路等の状況(河川の氾濫、道路冠水、土砂崩れ、道路決壊、バスの運行、停電等)により、登校が困難である場合は、その状況の程度等を考慮して、個別に判断しその取り扱いを決定します。

4 お願い

台風襲来時、本校への休校・出校に関する問い合わせはお控えください。(問い合わせが殺到し、緊急連絡等に支障をきたすため) 想定外の事態の際は、上記によらず、身の安全を第一とした対応をお願いします。

※ 校長は非常変災その他急迫の事情があるときは、休校の措置をとることができる。

(資料2) 職員の業務について(平成13年11月5日教県第2609号)

1 業務の停止措置について

業務の停止時期については、校長が次の二つの要件を満たすことにより判断する。

ア) 当該区域が3時間以内に暴風域に入ることが予想される時。

イ) 当該区域において、バスの運行が停止することが明らかなき。

2 業務の再開措置について

校長は、次の二つの要件のうちいずれかを満たしかつ台風による事故発生のおそれがなくなったと判断した場合は、停止した業務を速やかに再開するものとする。

ア) 当該区域が暴風域外となったとき。

イ) 当該区域においてバスの運行が再開されたとき。

なお、業務の再開時刻が勤務終了前3時間以内になる場合にあっては、業務を再開しなくてもよいものとする。

3 職員の責務について

職員は、暴風警報が発令された場合であっても、ただちに特別休暇が付与されるというものでないことに留意するとともに、業務の停止措置がなされたか否かを学校長に確認し、その指示に従うものとする。

(2)地震災害

①災害の予防

- a 沖縄県は地震が少ないと思われがちだが、実は他県並に地震が起こっていること周知させる。
- b 日頃からマニュアルに基づいた防災体制、施設・設備の管理体制を確立する。
- c 実的な避難訓練を行い、危険箇所を把握し改善する。地震発生時にも落ち着いて行動できるよう、平素から緊急時の安全な行動の取り方を理解させておく。
- d 可燃物や混触発火する恐れのある理科薬品等の危険物の管理には十分気をつけ、転倒や薬品棚からの落下防止柵等を設置する。

②発生した場合

- a 授業中の場合、担当職員は揺れを感じたら、生徒に窓から離れて机の下にもぐるように指示する。
- b 特別教室で火気を使用している場合は、直ちに消化し、ガスの元栓を閉める。
- c 揺れが収まったら、救護や避難活動の円滑な実施ができるように迅速な情報収集を行う。
- d 授業担当職員は、生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難経路の安全性等を確認する。
- e 授業のない職員は、分担して各教室に急行し、授業担当職員から生徒の状況を聞き取る。避難場所（グラウンド）、避難経路の安全性を確認し、校長・教頭に報告する。
- f 必要な場合は、他の職員が養護教諭と連携して応急処置を行う。
- g 揺れが収まり、避難場所（グラウンド）、避難経路の安全性が確認できたとき、職員や校内放送を通して避難の指示を行う。
- h 生徒や職員の負傷の程度によっては救急車を要請し、養護教諭を中心に救護班を組織する。

(3)津波災害

①災害の予防

- a 沖縄県は地震が少なくそれに伴う津波も少ないと思われがちだが、実は他県並に地震・津波が起こっていること周知させる。
- b 日頃からマニュアルに基づいた防災体制、施設・設備の管理体制を確立する。
- c 実的な避難訓練を行い、危険箇所を把握し改善する。地震発生時にも落ち着いて行動できるよう、平素から緊急時の安全な行動の取り方を理解させておく。
- d 可燃物や混触発火する恐れのある理科薬品等の危険物の管理には十分気をつけ、転倒や薬品棚からの落下防止柵等を設置する。

②発生した場合

- a 授業中の場合、担当職員は指定された場所もしくは出来るだけ高い場所に迅速に避難させる。
- b 特別教室で火気を使用している場合は、直ちに消化し、ガスの元栓を閉める。
- c 救護や避難活動の円滑な実施ができるように迅速な情報収集を行う。
- d 授業担当職員は、生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難経路の安全性等を確認する。
- e 授業のない職員は、分担して各教室に急行し、授業担当職員から生徒の状況を聞き取る。避難場所（出来るだけ高い場所）、避難経路の安全性を確認し、校長・教頭に報告する。
- f けが人がいる場合は必要な場合は、他の職員が養護教諭と連携して応急処置を行う。
- g 避難場所（出来るだけ高い場所）、避難経路の安全性が確認できたとき、職員や校内放送を通して避難の指示を行う。
- h 生徒や職員の負傷の程度によっては救急車を要請し、養護教諭を中心に救護班を組織する。

(4) 火災

① 災害の予防

- a 日頃からマニュアルに基づいた防災体制や火災報知器、放水施設、消火器等の点検を行う。
- b 実的な初期消火訓練や避難訓練を行う。
- c 可燃物や混触発火する恐れのある理科薬品等の危険物の管理には十分気をつけ、カギのかかる場所に保管する。
- d 持ち出し書類を確認しておく。

② 発生した場合

- a 発見者は近くの職員に知らせるか非常ベルで火災を通報する。
- b 職員室から消火器をもった職員が現場へ急行し、初期消火を行う。119番通報し出動要請を行う。
- c 初期消火に失敗したら、校内放送により、生徒へ火災の発生を伝え、避難経路と避難場所（グラウンド）を指示する。
- d 避難場所では生徒の点呼、確認、報告をする。
- e 負傷者がいる場合には、養護教諭を中心に手当を行い、負傷した生徒の氏名、負傷の状況、救急車での搬送先を確認する。
- f 保護者へ連絡をとり、火災の発生、生徒の負傷の状況、搬送先を伝える。

(5) 不審者への対応

① 予防

- a 誘導標識を設置して外来者を玄関へ案内する。
- b 事務室に外来者受付名簿を設置する。
- c 正門、裏門周辺へ関係者以外立ち入り禁止の看板を設置する。
- d 門扉の管理を行う。登下校時は開き、校時中は閉じる。車両の出入り後は速やかに閉じる。
- e 早朝講座等は管理者等による巡視を行う。校時中は全職員で注意を怠らない。
- f 正門、裏門、フェンス等の定期的な点検と補修を行う。

② 不審者かどうかの見分け

- a 来校者として、不自然な場所に立ち入っていないか、不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか等、不自然なことはないかをチェックする。
- b 声を掛けて、用件が答えられ、教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。保護者なら、生徒等の学年・組・氏名が答えられるかを確認する。
- c 正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。名札やリボン等の重要性を保護者等に理解してもらうことに繋がります。

③ 正当な理由のない不自然な行動や言動等が見られる者への対応

- a 他の教職員に連絡して協力を求め、複数人で対応する。
- b 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去するよう説得する。
- c 退去に応じた後は、以下の対応を行う。
 - ア 再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
 - イ 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
 - ウ 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
 - エ 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。
- d 退去に応じない場合には、不審者とみなして以下の対応を行う。
 - ア 校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報する。
 - イ 相手を落ち着かせるために生徒等から遠い位置にある部屋に案内して隔離することを試みる。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにする。
 - ウ 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、所持品に注意して警察の到着を待つ。

④学校へ刃物等の凶器をもった者が乱入した場合の対応

- a 「110番」通報と不審者乱入の校内放送を行う。
- b 対峙した教職員は、生徒等から注意をそらさせ、不審者を生徒等に近づけないようにしながら、被害を防止しながら、防御する。必ず防御に役立つものを持っていく。
- c 避難の誘導をする。ただし、教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれがある場合は、生徒等を教室等で待機させます。(ただし、教室を施錠するとともにすぐに避難できる体制を整えておく。)
※教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも生徒等が避難できるよう訓練しておきます。
- d 逃げ遅れた職員や生徒等の有無を把握する。
- e 負傷者を発見したら速やかに「119番」に通報する。
- f 養護教諭を中心に負傷者の応急処置を行う。
- g 負傷した生徒の保護者へ連絡する。

⑤校外で不審者に遭遇したときの生徒の指導

- a 登下校は、できるだけ複数名で行動する。
- b 不自然な言動や行動あるいは暴力的なことをしている人には近づかない。また、自分でどうにかしようとしなない。
- c 明らかに不自然な人なら、学校であれば、近くにいる先生や準備室の先生に連絡する。学校外であれば、近くのお店（コンビニ等）や子ども110番の家等に協力を求める。
- d おそろえそうになったり、変な声かけをされたりしたら、「たすけてー」等、大きな声を出し、周囲の助けを求める。
- e 急いで110番通報をする。

(参考)『110番』通報の要領

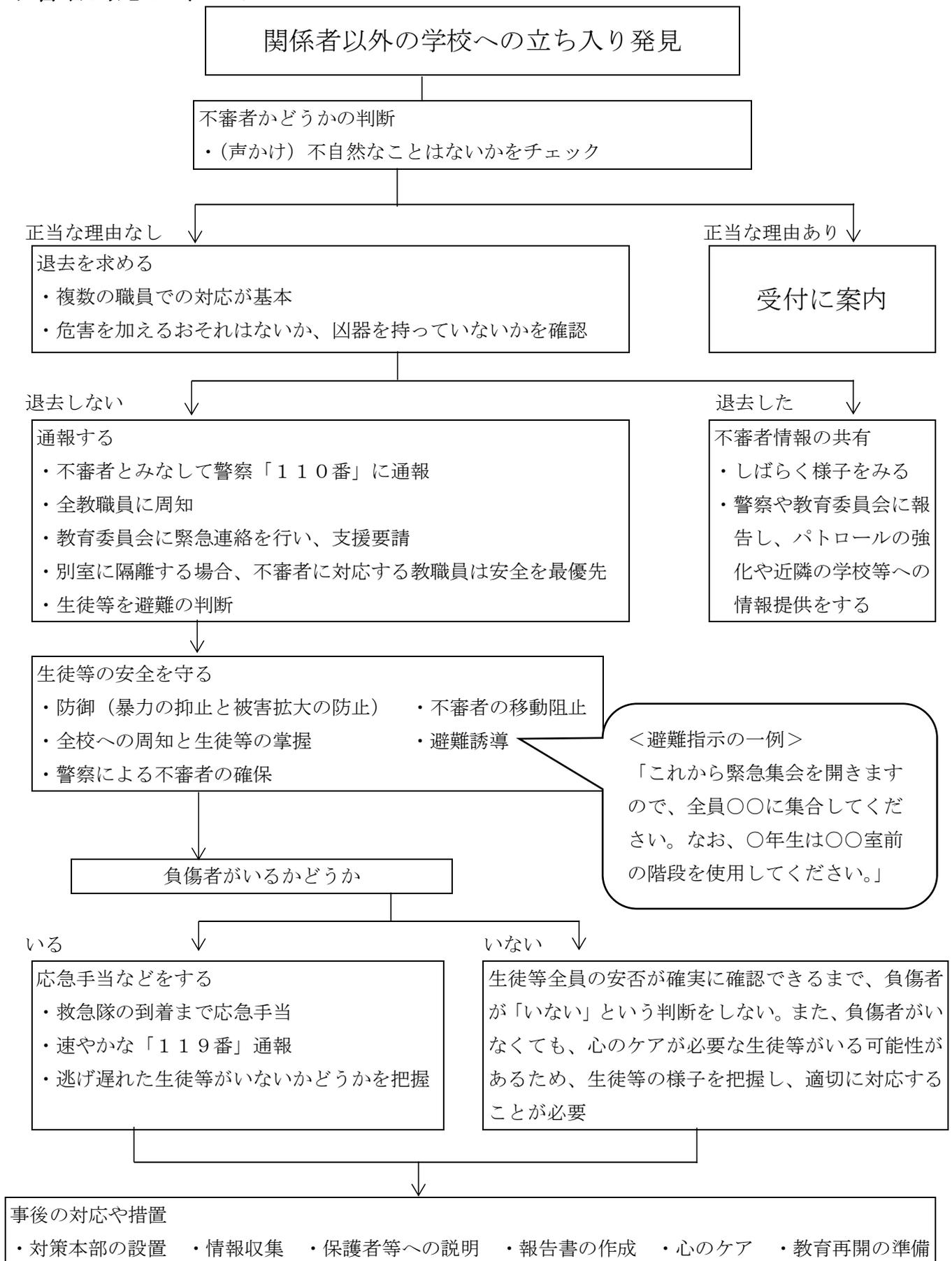
通報は、落ち着いて要点を伝えるようにします。

- 局番なしの「110」
- 落ち着いて、例えば「前原高校です。男（女）が侵入して暴れています。生徒がけがをしました。すぐに来てください。」
- その後は、質問に答える形で・通報者氏名、場所（校外の場合）、電話番号などを落ち着いて知らせる。
※「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。

全職員の対応

管理者	教務	学年主任・担任	生徒指導部等	養護教諭等	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> ・陣頭指揮 ・職員への連絡、調整、指示 ・教育委員会への報告 ・警察との連携 ・マスク対応 ・被害生徒の家庭訪問等 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 役員への連絡 ・全保護者への連絡 ・緊急放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 ・生徒の人数 ・安否確認 ・安全指導 ・保護者への連絡、引き渡し ・被害生徒の家庭訪問等 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場直行 ・不審者への対応等 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置 ・負傷者の付添 ・医療機関との連携等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応(取り次ぎ) ・各種連絡等(記録)

不審者対応チャート



<避難指示の一例>
「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は〇〇室前の階段を使用してください。」

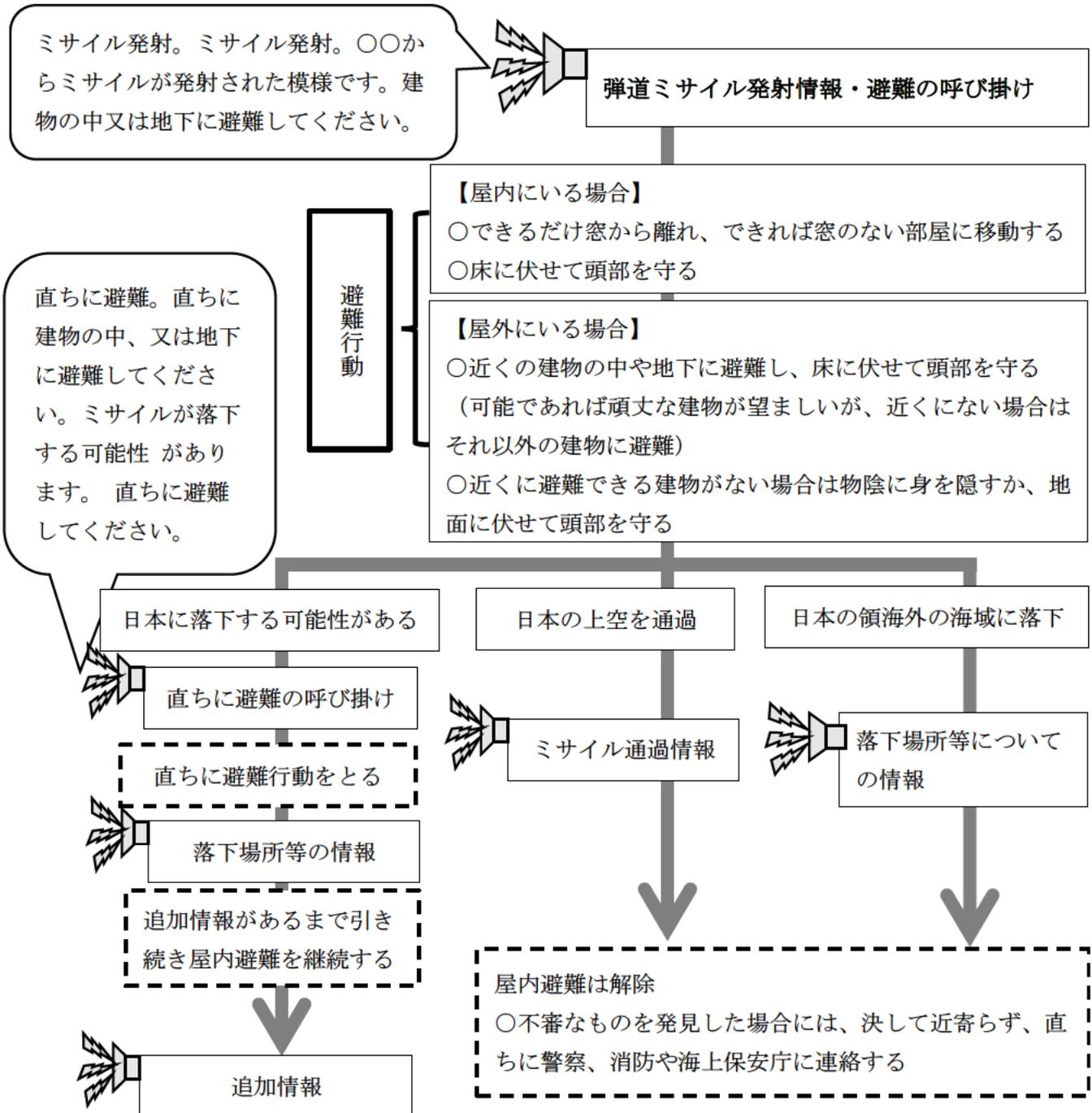
(6) 弾道ミサイル発射への対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。

Jアラート等に係る授業再開は、原則、台風襲来時の対応に準ずる。

①Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ

行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」



②様々な場面における避難行動等の留意点

a 学校にいる場合

【校舎内の対応例】窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなど

【校舎外の対応例】近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなど

b 校外活動中の場合

すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにする

(7) 薬品の紛失・盗難

①紛失・盗難の予防

- a 担当教諭は日頃から毒物、劇物に関する理解を深めておく。
- b 薬品の出し入れ後は常に施錠を行い、カギはきちんと保管し、安全な管理を心がける。
- c 薬品管理台帳を作成し、定期的に薬品使用状況と数量をチェックする。
- d 生徒実験後の薬品点検を行う。

②発生した場合

- a 紛失を確認した場合は、速やかに校長、教頭へ報告し、全職員に連絡する。
- b 盗難が確認された場合には、現場を保存し、警察に電話をする。
- c 校長、教頭は紛失薬品の種類、数量によって水道の水飲用、プールの使用等の禁止を検討し、必要と判断したら使用禁止の処置を行う。
- d 生徒へ薬品の危険性を説明し、所持の確認と全職員による校内点検、及び薬品の捜索を行う。
- e 校長、教頭は事件の概要を本庁に連絡する。
- f 水道水、プールへの混入が予想される場合には、保健所、消防署に届け出る。

(8) 成績書類等の紛失・盗難

①紛失・盗難の予防

- a 学校諸表簿の保管や管理についての共通認識をもつ。(通知表、指導要録等の諸表簿や生徒の個人情報に関する文書の取り扱いについては、細心の注意を払う)
- b 諸表簿は学校外に持ち出さない。(日頃から、勤務時間内に業務の処理を行う)

②発生した場合

- a 紛失を確認した場合は、校長、教頭に報告し、必要があれば警察に紛失・盗難届を提出する。
- b 盗難が確認された場合には、現場を保存し、警察に電話をする。
- c 校長、教頭は当該教師から詳細な事実関係を聞き、県立学校教育課へ連絡する。
- d 生徒、保護者への事情説明を行う。
- e 校長、教頭は県立学校教育課と連絡をとり、紛失した書類に関する適切な処理を行う。

第3部 参考資料

○前原高校ヒヤリ・ハット報告 <https://forms.office.com/r/Fw1Z2KDFUH>



- 「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」沖縄県教育委員会平成25年3月
<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008819/1008856/1008871.html>
- 「危機管理マニュアル」岡山県教育委員会平成13年3月
<http://www.pref.okayama.jp/kyoiku/gakko/manual/index.htm>
- 「不審者対策に関する学校安全管理マニュアル」長崎県教育委員会平成13年9月
<http://www.pref.nagasaki.jp/edu/info/pdf/manual.pdf>
- 「危機管理マニュアル」福井県教育委員会平成13年7月
<http://info.pref.fukui.jp/sports/kiki.pdf>
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」一子どもたちの命を守るために一文部科学省平30年2月
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf

(1)令和6年度 学校安全計画

様式2 (高等学校用)		令和6年度 学校安全計画 (高等学校)											
		学校名 沖縄県立前原高等学校											
項目	月	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	
月の重点	安全な通学	安全な通学 学校生活での安全	安全な通学 学校生活での安全	安全な通学 サイバー講話	夏休み中の安全 火災訓練 交通安全講話 終業式	学校行事と安全 始業式	秋の交通安全 体育祭 新人大会 前原カップ	事故・災害防止 地震津波避難訓練	冬休み中の安全 終学旅行 人権講話 業務引用防止講話 終業式	冬休み中の安全 交通安全講話	安全な生活 フックス作業	安全な生活 1年間の安全生活の振り返り	3
学校行事	始業式 入学式	身体測定 新入生歓迎 部活動一指導 高校総体	安全な通学 学校生活での安全	サイバー講話	火災訓練 交通安全講話 終業式	始業式	体育祭 新人大会 前原カップ	地震津波避難訓練	終学旅行 人権講話 業務引用防止講話 終業式	交通安全講話	フックス作業	卒業式 修了式	
教科	授業での安全指導 (全教科)	体育実技関係の備品の点検 水泳時の安全 実験器具の点検	授業での安全指導 (全教科)	授業での安全指導 (全教科)	薬酒と健康 飲酒と健康 薬物乱用と健康 高齢者のための社会的取り組み(保健)	現代の感染症 感染症の予防(保健)	★性感染症・エイズの予防(保健)	食品衛生活動のしくみと働き 食品と環境の保健と私たち(保健)	交通事故の現状と原因 交通社会における運転者の責務と責任(保健)	交通安全講話	卒業式 修了式	卒業式 修了式	
総合的な学習の探究活動	校内外での安全指導の徹底	校内外での安全指導の徹底	校内外での安全指導の徹底	校内外での安全指導の徹底	校内外での安全指導の徹底	校内外での安全指導の徹底	校内外での安全指導の徹底	校内外での安全指導の徹底	校内外での安全指導の徹底	校内外での安全指導の徹底	校内外での安全指導の徹底	校内外での安全指導の徹底	校内外での安全指導の徹底
安全	1年HR	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方
教育	2年HR	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方
	3年HR	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方	登下校の交通安全指導 長期休暇の過ごし方
生徒会活動	美化委員会 保健委員会	美化委員会 保健委員会	美化委員会 保健委員会	美化委員会 保健委員会	美化委員会 保健委員会	美化委員会 保健委員会	美化委員会 保健委員会	美化委員会 保健委員会	美化委員会 保健委員会	美化委員会 保健委員会	美化委員会 保健委員会	美化委員会 保健委員会	美化委員会 保健委員会
安全管理	対人管理	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会
安全管理	対物管理	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会	交通安全講話 防犯体制の確立 自転車通学者委員会
安全確保に関する点検	安全確保における教職員	安全確保における教職員	安全確保における教職員	安全確保における教職員	安全確保における教職員	安全確保における教職員	安全確保における教職員	安全確保における教職員	安全確保における教職員	安全確保における教職員	安全確保における教職員	安全確保における教職員	安全確保における教職員
課外指導 個別指導	校外巡回 自転車通学者の安全指導 美化日より発行	校外巡回 自転車通学者の安全指導 美化日より発行	校外巡回 自転車通学者の安全指導 美化日より発行	校外巡回 自転車通学者の安全指導 美化日より発行	校外巡回 自転車通学者の安全指導 美化日より発行	校外巡回 自転車通学者の安全指導 美化日より発行	校外巡回 自転車通学者の安全指導 美化日より発行	校外巡回 自転車通学者の安全指導 美化日より発行	校外巡回 自転車通学者の安全指導 美化日より発行	校外巡回 自転車通学者の安全指導 美化日より発行	校外巡回 自転車通学者の安全指導 美化日より発行	校外巡回 自転車通学者の安全指導 美化日より発行	校外巡回 自転車通学者の安全指導 美化日より発行
PTA等組織活動	PTA役員会	PTA役員会	PTA役員会	PTA役員会	PTA役員会	PTA役員会	PTA役員会	PTA役員会	PTA役員会	PTA役員会	PTA役員会	PTA役員会	PTA役員会

(2) 令和6年度 学校保健計画

様式1

令和6年度 学校保健計画

学校名 油桐県立前原高等学校

月	4	5	6	7. 8	9	10	11	12	1	2	3	
月の重点	健康診断の意義を理 解して受診しよう	発育や健康状態を知 ろう	口腔衛生の保持増進 に努めよう	夏を健康・安全に通 ごそう	生活リズムを整えよ う	眼の健康管理をしよ う	パランスのよい食事と 体力増進に努めよう	人権について理解を 深めよう	インフルエンザの予 防に努めよう	心の健康について考 えよう	健康生活の反省をし よう	
学校保健 関係行事	定期健康診断 校外学習 体育マリン実習(2年)	定期健康診断 プール開き 新入生歓迎球技大会	定期健康診断 高校総体	交通安全講話 体育キャンプ実習(1年)	結核予防週間 救急の日	体育祭 新人大会 特別支援交流会	社会科校外学習(1年) 理科野外実習(2年)	体育スキーマ実習(3年) 修学旅行(2年) 英語海外研修(2年) 薬物乱用防止教室 ★人権講話	健康調査(感染症) 健康調査(感染症)	健康調査(感染症)	卒業式	
保健 管理	定期健康診断の実施 日本スポーツ振興セ ンターへの加入	定期健康診断の実施 定期健康診断結果の 把握	定期健康診断の実施 健康診断結果のまとめ	保健室利用状況のま とめ 熱中症の予防	夏季休業中の健康状 況及び治療状況調べ	低視力者の健康相談	宿泊研修前の健康管 理・健康相談	保健室利用状況のま とめ ★性・エイズについ て	次年度の健康診断の 日程調整 感染症予防	入試受験者の健康状 況調べ 感染症予防	統計まとめ 反省と次年度計画 感染症予防	
対人 管理	全体清掃 飲料水の日常点検 健診器具の点検、整備 部室大清掃	全体清掃 飲料水の日常点検 健診器具の点検、整備 部室大清掃	全体清掃 飲料水の日常点検 健診器具の点検、整備 部室大清掃	全体清掃 飲料水の日常点検 部室内化学物質検査 部室大清掃 プールの水質検査	全体清掃 飲料水の日常点検 環境衛生検査(ダニ・ア レルゲン、空気) プールの水質検査	全体清掃 飲料水の日常点検 部室大清掃 プールの水質検査	全体清掃 飲料水の日常点検 部室大清掃 騒音検査	全体清掃 飲料水の日常点検 部室大清掃	全体清掃 飲料水の日常点検 部室大清掃 教室の換気	全体清掃 飲料水の日常点検 部室大清掃 医薬品の点検 照度検査、CO2検査 騒音検査	全体清掃 飲料水の日常点検 部室大清掃 器具類クリーニング	
科目 保健	1年)健康の考え方と成 り立ち 2年)★ライフステー ジと健康 思春期と健康	(1年)生活習慣病の 予防と回復 (2年)★性意識と性行 動の選択 妊娠・出産と健康	(1年)喫煙と健康 (2年)★避妊法と人工 妊娠中絶 健康	1年)薬物乱用と健康 2年)働くことと健康 労働災害と健康	(1年)精神疾患の特 徴と回復 (2年)健康的な職業 生活	1年)現代の感染症、感 染症の予防、意思決 定・行動選択に必要 なもの (2年)大気汚染と健康 水質汚染、土壌汚染と健 康	(1年)健康に関する意 識決定・行動選択 2年)環境と健康にか かわる 対策 ごみの処理と上下水道 の整備	(1年)事故の現状と発 生要因 (2年)食品の安全性 食品衛生にかかわる 活動	(1年)応急手当の意義と その基本 (2年)医薬品の制度と その活用 さまざまな保健活 動や社会的対策	(1年)応急手当の意義と その基本 (2年)医薬品の制度と その活用 さまざまな保健活 動や社会的対策	(1年)日常応急処置 (2年)健康に関する重 づくりと社会参加	
保健 科 等	生物基礎)生物の多様 性と共通性、エネルギー 代謝 生物)生物を構成する 物質 倫理)清期間の課題 性	生物基礎)呼吸と光合成 (生物)タンパク質の構造 と性質、酵素のはたらき (倫理)自己探求 性 (倫理)総合)生活文化の多 様性	生物基礎)遺伝情報とDN A、遺伝情報の複製と分配 (生物)遺伝子 (生物)代謝	生物基礎)遺伝情報の発 言 (生物)遺伝情報の発現	生物基礎)体内環境の精 神のしくみ (生物)動物の反応と行動 倫理)人間の尊厳	生物基礎)体内環境の精 神のしくみ (生物)動物の反応と行動 倫理)人間の尊厳	生物基礎)体内環境の精 神のしくみ (生物)動物の反応と行動 倫理)人間の尊厳	生物基礎)免疫 (生物)動物の反応と行動 倫理)人間の尊厳	生物基礎)免疫 (生物)動物の反応と行動 倫理)人間の尊厳	生物基礎)免疫 (生物)動物の反応と行動 倫理)人間の尊厳	生物基礎)免疫 (生物)動物の反応と行動 倫理)人間の尊厳	生物基礎)免疫 (生物)動物の反応と行動 倫理)人間の尊厳
探 究 的 学 習	総務オリエンテーショ ン(全学年)	肝高タイム(1年) 探求プロジェクト(2 年) 希望進路にむけて(3 年)	平和について(全学年)	平和学習(1年) キャリアパス(2年) 希望進路にむけて(3 年)	小論文トレーニング(1 年) エナジードサミット(2 年) マナー講座(3年) 精進未受診者の指導 救急処置法	行事の振り返り(全学 年)	週末講演会(全学年)	2学期振り返り(全学 年)	小論文トレーニング (1、2年) 進路新聞作成(3年)	合格発表体験会(全学 年)	1年間の振り返り(3 学年)	
特 別 活 動	保健室利用について 健康診断の事前指導 諸検査の有所見者及 び未受診者の指導	健康診断の事前指導 諸検査の有所見者及 び未受診者の指導	歯科健康指導 未受診者の指導	夏休みの過ごし方に ついて 疾病治療助告	精進未受診者の指導 救急処置法	目の健康	宿泊研修前の健康管 理	宿泊研修前の健康管 理 エイズについて 人間関係と性	感染症予防について	感染症予防について	1年間の振り返り	
生 徒 会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	生徒保健委員会	
活 動 指 導	保健だよりの発行 諸検査の有所見者及 び未受診者の指導	保健だよりの発行 諸検査の有所見者及 び未受診者の指導	保健だよりの発行 諸検査の有所見者及 び未受診者の指導	保健だよりの発行 諸検査の有所見者及 び未受診者の指導	保健だよりの発行 諸検査の有所見者及 び未受診者の指導	保健だよりの発行 諸検査の有所見者及 び未受診者の指導	保健だよりの発行 諸検査の有所見者及 び未受診者の指導	保健だよりの発行 諸検査の有所見者及 び未受診者の指導	保健だよりの発行 諸検査の有所見者及 び未受診者の指導	保健だよりの発行 諸検査の有所見者及 び未受診者の指導	保健だよりの発行 諸検査の有所見者及 び未受診者の指導	
組 織 活 動	校内学校保健委員会 特別支援教育委員 会 衛生委員会	校内学校保健委員会 特別支援教育委員 会 衛生委員会	校内学校保健委員会 特別支援教育委員 会 衛生委員会	校内学校保健委員会 特別支援教育委員 会 衛生委員会	校内学校保健委員会 特別支援教育委員 会 衛生委員会	校内学校保健委員会 特別支援教育委員 会 衛生委員会	校内学校保健委員会 特別支援教育委員 会 衛生委員会	校内学校保健委員会 特別支援教育委員 会 衛生委員会	校内学校保健委員会 特別支援教育委員 会 衛生委員会	校内学校保健委員会 特別支援教育委員 会 衛生委員会	校内学校保健委員会 特別支援教育委員 会 衛生委員会	

(3) 令和6年度 防災計画

1 自衛防災編成目的

災害等事故発生時に、被害を最小限に止めるために自衛防災隊を置くものとする。

目 標 (1) 生徒、職員の防災に関する知識及び意識を高める。

(2) 生徒を災害から保護する。

(3) 重要書類、備品を搬出し、機能の保全を維持する。

(4) 万一の火災発生時には、初期消火により被害を最小限に止める。

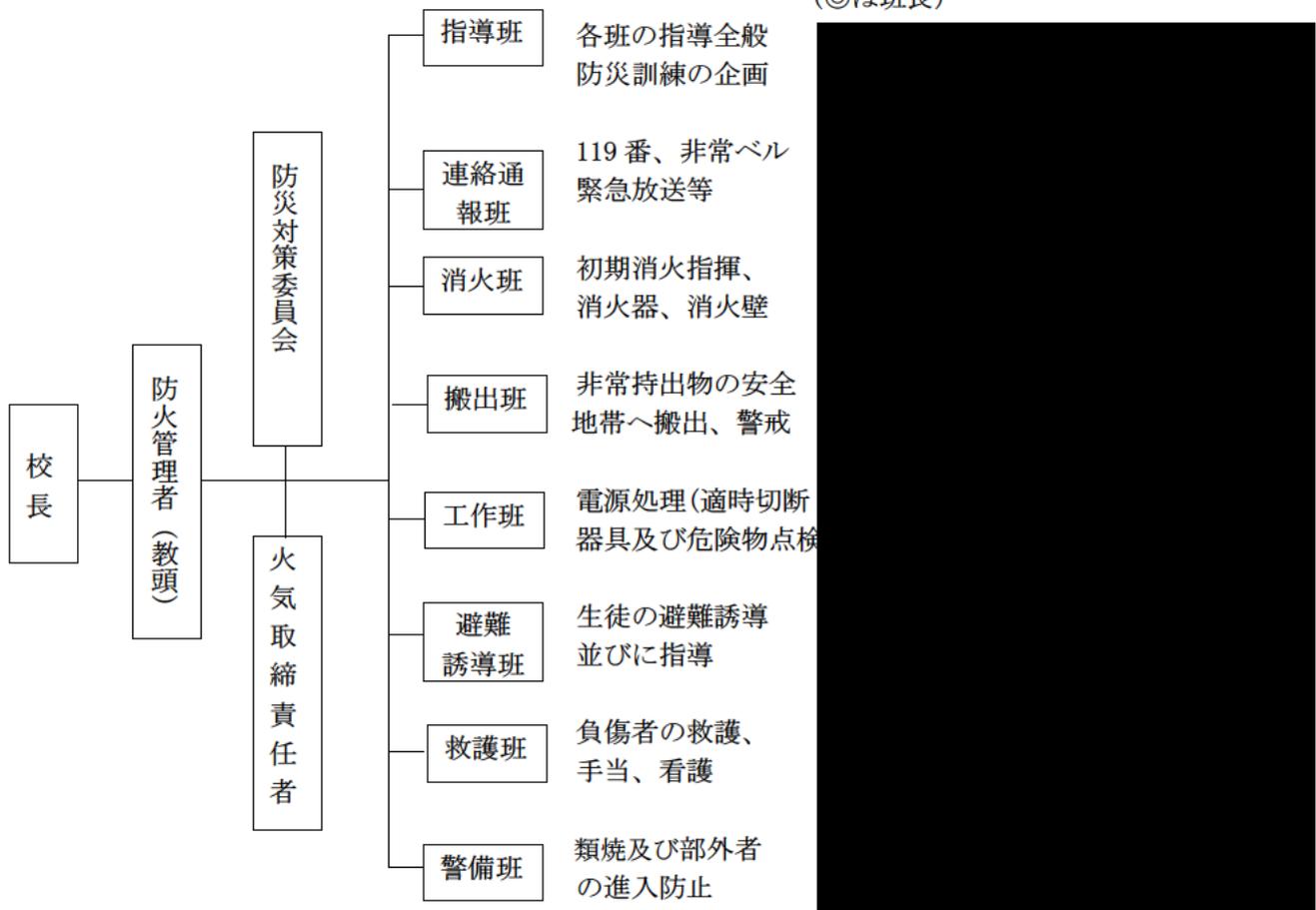
2 本 部 災害対策本部は校長室とする。

3 避難場所 本校グラウンド

4 組 織

(1) 自衛防災隊長：比嘉良一（校長）、副隊長：金城達也（教頭）、上運天幸次（事務長）

(◎は班長)



(2) 防災対策委員会

①委員・・・【隊長】比嘉良一(校長)【副隊長】金城達也(教頭)上運天幸次(事務長)

【各班長】

②防災対策委員会の任務

ア 消防隊の組織編制

イ 消防施設の整備強化

ウ 防火、避難訓練計画の立案

エ 台風、その他の非常事態対策の立案

(3) 避難訓練並びに消火器具の点検実施

- ①非常時に備えて防火訓練、避難訓練を実施するものとし、必要に応じて消防器具の点検を行い、防災に対する意識を高める。
- ②防火訓練、避難訓練の企画は消火班、避難誘導班と指導班で行うものとする。
- ③器具の配置図の作成並びに点検は工作班で行うものとする。

(4) 火元取扱責任者

- ①各担当者はその施設の火元の責任者とする。
- ②普通教室……各ホームルーム担任
- ③特別教室……各特別教室に次のように管理責任者を置くものとする。

教室名	担当者	教室名	担当者
校長室・事務室		図書館	
		視聴覚室	
倉庫		多目的教室1 (書道教室上奥)	
給湯室・印刷室		多目的教室2 (書道教室上手前)	
保健室		多目的教室3 (管理棟3階)	
カウンセリング室		L L 教室	
男子休憩室		進路指導室	
女子休憩室		会議室	
生徒指導室		社会科教室	
化学教室		美術教室	
生物教室		音楽教室	
		書道教室	
地学教室		体育館	
コンピュータ教室		武道場	
		プール	
被服教室		部室	

(5) その他

本校は、地震・津波の際の避難場所（海拔15m）になっています。